



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 8 年 9 月 8 日（火） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
教育管理課	管理指導係	大森	内 線 8544 直 通 058-272-1879 F A X 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

令和 8 年 9 月 7 日に下記のとおり教職員の懲戒処分を行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○生徒に対する盗撮行為

被 処 分 者	県立岐阜工業高等学校 教諭 きたむら 北村 あつし 篤（37歳・男性）
事案の概要	令和 8 年 5 月 13 日午後 4 時ごろ、勤務校の職員室及び廊下で、同校に在籍する女性生徒 1 名のスカートの中の盗撮行為をした。
処 分	免職
根 拠 法 規	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号
関係者の措置	校長 文書訓告